

<研究ノート>

村落裁判の形式化と戦略的利用 —ニューギニア高地エンガ州における権威の希求—

深川 宏樹*

要旨

本稿ではニューギニア高地エンガ州の事例から、判事がいかに自己を権威づけ、その権威を人々がどのように認め、村落裁判を利用するかを考察する。パプアニューギニアでは独立時に、住民にとって利用しやすい法制度として、村落裁判所が司法制度の末端に設けられた。村落裁判法の規定では、村落裁判は地域ごとの慣習に基づき、判決を下すとされる。一方、実際の村落裁判は、慣習的な仲裁とはかけ離れたものとなっている。こうした点を、従来の研究は、村落裁判の判事が国家の近代型裁判を模倣することで、自らを権威づける試みとした。しかし、本稿の事例から明らかになるのは、その試みが部分的にしか成功しえない点である。村落裁判は警察等の物理的な強制力をもたず、人々によって見せかけの権威として戦略的に利用される傾向にある。本稿は、そうした事例を植民地行政官に由来する外部の権威との関連から考察する。

キーワード： 村落裁判、形式化、権威、植民地統治、ニューギニア高地

目次

- I はじめに
- II 村落裁判導入の歴史
 - 1 植民地期から独立にかけての裁判制度の変遷
 - 2 植民地行政官の権威
- III 村落裁判の概要
 - 1 争いとその対処方法
 - 2 村落裁判の形式化
- IV 村落裁判の具体的事例
 - 1 「政府」としての村落裁判
 - 2 村落裁判の戦略的利用
- V 考察と結び

*筑波大学大学院人文社会科学研究所博士課程

I はじめに

本稿の主題である村落裁判所 (village court) は、パプアニューギニア独立時 (1975 年) に、住民にとって上級裁判所よりも利用しやすい法制度として、司法の末端に設けられた。村落裁判は、より上級の裁判所で行われる近代型裁判とは異なる特徴をもつ。たとえば、判事は法律に関しては全くの素人の地域住民から選出される。加えて、審理は地域ごとの慣習に基づくという規定がある (村落裁判法 16・17・57・58 条)¹。そのため、村落裁判は各地域の慣習に柔軟に対応し、運用面での多様性が高い [馬場 2009: 5]。本稿では、ニューギニア高地エンガ州サカ谷の事例から、村落裁判にいかにか国家等の外部の権威が付与され、当該地域の人々がそれをどのように利用するかを論じる。

先行研究では、村落裁判が規定に反して、慣習に基づく非形式的な手続きを取らず、近代型裁判に類似したかたちへと「形式化 (formalization)」される点が指摘されている。この形式化は、村落裁判の内実が地域的に多様であるにもかかわらず、国内に広く見られる現象であるという [Goddard 2009: 90–91]。この村落裁判の形式化を論ずる際、先行研究はとくに判事に焦点を当て、「一元的法体制 (legal centralism)」と「多元的法体制 (legal pluralism)」の 2 つの方向からアプローチしてきた [Scaglione 1990: 17]。

まず「一元的法体制」研究は、村落裁判の形式化を近代法のイデオロギーが地域社会を包摂した証拠とする点に特徴がある。そこから、村落裁判は国家による支配の道具となっており、既存の権力構造を支えると主張される [Fitzpatrick 1980; Paliwala 1982]。次に述べるように、それらの研究は現地の細やかな実情を検討することなく、村落裁判の判事とその他の人々を単に従属的で受動的な存在として捉えた点に問題があった。

それに対して「多元的法体制」研究は、村落裁判の形式化を、判事が慣習的な仲裁方法と近代型裁判の形式を接合する創造的な営みとみなす [Scaglione 1979, 1990; Westermarck 1978, 1986, 1991; Zorn 1990]。なかでも興味深いのは、判事が植民地行政官の裁判や上級裁判を模倣することで村落裁判を形式化し、それによって自らに権威を付与するという指摘である [Westermarck 1986: 136–139]。つまり、村落裁判の判事は単にイデオロギーに従属するのではなく、植民地政府ならびに独立後の国家の権威を自らの目的にあわせて流用し、自身の地位を高める主体的な存在として捉え直されたのである [Westermarck 1991]。

このように、80 年代から 90 年代初期の「多元的法体制」研究は、「一元的法体制」研究において見過ごされてきた地域社会の主体性を汲み取ることに成功した。ただし、それらの研究は後に、慣習法と近代法という二元論的な枠組みを所与のものとし、その構築性を

¹ 判事は民事事件と刑事事件の双方について判決を下すことができる (村落裁判法 41・43・78 条)。なお、村落裁判法 (Village Court Act) は、1973 年に制定され、1974 年の 11 月に施行された。その後、村落裁判は 1989 年に改正された [Goddard 2009: 50, 64]。

問わない点を批判された [Demian 2003; Goddard 1996]。また、村落裁判による争いの解決のみに焦点を絞りすぎた余り、たとえば、そこに表出する地域特有の国家認識や、リーダーシップの変容といった多様な側面を捨象したとされる [Brison 1999; Lipset 2004]。そうした批判はある程度、妥当であるが、「多元的法体制」研究が村落裁判の形式化を、判事による権威づけと解釈し、慣習法と非形式性を重んずる村落裁判法と、実際の村落裁判の実践とのずれに明快な説明を与えた点は評価されるべきである。

しかし、従来の研究はいずれも判事中心の視点に依拠しており、地域の人々が具体的に村落裁判や判事をどのように捉え、いかに利用するかを十分に分析しているとは言い難い。とくに判事の権威に関しては、人々に支持される場合とされない場合があるはずである。たとえば、一部の地域では独立後に、政府の役人や警察官が人々に求められて非公式裁判を行っていた。非公式裁判の判事は、人々によって強力な権威と認められていた [Kurita 1998]。一方、村落裁判については、警察等の法執行機関の後ろ盾が乏しいことから、判事が下す命令の実効性が疑問視されてきた [Goddard 2009: 55–74; Gordon and Meggitt 1985: 230–236]。したがって、村落裁判を研究対象とするにあたって、地域の人々が実際に判事の権威を認めるか否かは見落とされるべきではない重要な問題である。

本稿では、判事と人びとの双方の視点に着目し、ニューギニア高地エンガ州サカ谷における村落裁判の事例を記述・分析する。具体的には、判事がいかに自己を権威づけ、その権威を人々がどのように認め、村落裁判を利用するかを論じる。ここでの判事による権威づけとは、先行研究にもあるように、過去の植民地統治を前提になされている。そこで、まず次章では植民地期から独立の歴史を辿り、その過程を人々がいかに認識しているかを記述する²。

II 村落裁判導入の歴史

1 植民地期から独立にかけての裁判制度の変遷

現行の村落裁判制度は、植民地期の裁判制度の変遷を経て導入されたという経緯がある。そこでまず、村落裁判をその歴史的過程から捉えてみる。以下に記述するように、村落の人々が利用する裁判は、独立前に植民地行政官によって行われていた裁判から、次にパプアニューギニア人の専門家の判事が行う裁判へ、そして独立後に地域住民自らが行う裁判へと「現地化 (localization)」していく。

パプアニューギニアの植民地統治の歴史は 19 世紀後半にまで遡るが、ニューギニア高

² 本稿のデータは 2007 年 5 月から 2009 年 1 月の間、パプアニューギニア高地エンガ州ワペナマンダ地方サカ谷の村落にて行った実地調査に基づいている。エンガ州の人口は 295,031 人、ワペナマンダ地方は 53,547 人、サカ谷は 15,604 人、M 村落は 1,303 人である [Papua New Guinea National Statistical Office 2000]。エンガ州では、西端に位置するボルゲラを除いて、全ての地域でエンガ語が使用されている。

地は、西洋との接触が最も遅い地域として知られている。オーストラリア植民地政府がニューギニア高地で、本格的に統治の基盤を整えたのは 1940 年代半ばからであった。その先発隊となったのは、ピジン英語で通称キアアップ *kiaup* と呼ばれる植民地行政官であった。キアアップは行政、司法の権限をもち、警察権も行使できる万能型の役職である。まず、彼らは銃、警察官といった物理的な力を携え、高地で頻発していたクラン間の戦争を平定した。その後、キアアップは原住民裁判 (the Court of Native Affair) の判事となり、地域の秩序維持に従事した。その過程で、高地の人々は、キアアップを服従すべき絶対的な権威とみなしていった [Gordon and Meggitt 1985: 44, 85, 162–163, 186; 畑中 1975: 24–25; Kurita 1998: 143–148, 157; Strathern 1972: 44–45]。

だが、その後 60 年代半ばから、オーストラリア政府は方針を変え、現地人を政府機関に積極的に組み込んでいった。こうした政府の「現地化」が進むなか、1966 年に、キアアップの原住民裁判は、専門的な訓練を受けたパプアニューギニア人が判事を務める地方裁判所 (Local Court) に取って代わられた。しかし、パプアニューギニア人の判事にかつてのキアアップほどの権威は認められず、かつ近代型裁判に馴染みのない村落の人々は、自ら進んで地方裁判所を利用することは少なかったとされる [Goddard 2009: 46–47; Gordon and Meggitt 1985: 79–83; cf. 畑中 1975: 25–27; Strathern 1972: 55]。

こうした状況の打開策として、地方裁判所の下に組み込まれたのが村落裁判所である³。起草者の 1 人は、村落裁判を、専門家の判事ではなく、地域の人々自らが慣習に則って執り行なう「現地人による裁判 (native court)」とした。その利点は、物理的に人々がアクセスしやすく、かつ地域の実情に即した争いの解決ができることとされた [Goddard 2009: 47–51]。その結果、村落裁判法 (Village Court Act) が独立前の 1973 年に制定され、翌年 11 月に施行され、75 年の独立にかけて村落裁判所が各地に設置されていった。

しかしながら、村落裁判所には設置当初から行政機関や他の法執行機関の非協力、財政面の問題などが常につきまとっていた。具体的には、判事への給与不払いが半ば常態化しており、また、警察の非協力のために裁判所命令が実効性に欠けるという問題があった。こうした問題は近年まで続いており、村落裁判の最大の欠点とされる [Gordon and Meggitt 1985: 224–236; Goddard 2009: 55–74]。このように裁判制度は、植民地期から独立にかけて村落裁判へと「現地化」し、地域の人々自らが運営し利用するものとなった。その過程で誰にでも容易にアクセス可能になった反面、植民地行政官の裁判に認められた絶大な権威は、徐々に弱体化していったのである。

2 植民地行政官の権威

前節で示したように、村落裁判所は独立に際して、地域の人々がアクセスしやすく、慣

³ 地方裁判所は 2001 年に廃止されたため、現在は存在しない [Goddard 2009: 64]。

習法に従って執り行なうことができる裁判制度として導入された。その意味で村落裁判は、植民地行政官による裁判や近代法型の上級裁判とは質的に異なる制度である。しかしながら、本稿の対象地域であるエンガ州サカ谷の人々は、村落裁判をあくまで植民地行政官が行った裁判の延長上に据える。ここでは、とくに判事以外の男性たちの語りから、オーストラリア人の植民地行政官の裁判が賞賛されるのに対して、村落裁判は劣ったものとして批判される点を取り上げる。

筆者が 50 代から 70 代の男性に植民地期について尋ねると、彼らは植民地政府の「強い法 *lo keto*」に言及する。オーストラリア人の植民地行政官がサカ谷を突如訪れたとき、銃という圧倒的な力のもと、裁判、警察官、刑務所に代表される「強い法」を敷いたことに、人々は衝撃を受けたという。エンガ州にまだ鉄器さえない時代に、植民地行政官は人々を村の広場に集め、貴重財である豚を、遠く離れた場所から銃で撃ち殺して見せたため、みなが声を失ったと言われている。

当時、人々は植民地行政官に代表される「政府 *gavman*」を畏怖したため、彼らが行う裁判を非常に恐れたという。実際に当時の裁判を経験した 70 代の男性は、審理で初めて植民地行政官に直面したため、体が震え、汗だくになりながら答弁したと語っていた。あるときは、彼のクランの男性たちが植民地行政官の命令に反して、他クランの男性たちと戦争をしたとき、植民地行政官が警察官を使って多くの男性を捕え、裁判にかけた後、6 ヶ月間投獄したという。エンガ州サカ谷には、このような印象的な出来事にちなんで子どもに名前を授ける慣行があるが、植民地行政官の絶大な力は「刑務所 *karabus*」や「全員 *pebete* 捕まった」と命名された男性らとともに、今も強烈に記憶されている。

植民地期とは対照的に、独立から現在までの時期について強調されることは「法の崩壊 *lo koyapae*」である。独立後、ニューギニア高地では植民地期に抑えられていたクラン間の戦争が復活し、エンガ州サカ谷もその例にもれなかった [Gordon and Meggitt 1985: 220]。独立後の国家は、もはや戦争を抑えることができない「弱い政府 *gavman injapae*」であると言われる。さらに、パプアニューギニアではピジン英語で通称ラスカル *rascal* と呼ばれる徒党を組んだ若者が強盗、窃盗、強姦、殺人などを犯すことが問題となっており [Dinnen 2001: 55–110]、サカ谷の人々も実際、都市などで被害に遭う。そうした出来事も、しばしば「法の崩壊」の証左として挙げられる。

こうした背景のもと、筆者が調査地で植民地期の裁判について尋ねれば、大半の男性は独立後の村落裁判にも言及し、前者の強力な力を称え、後者の無力さを否定的に語る。たとえば 60 代男性は、植民地行政官の裁判において判事の命令は絶対であり、皆が従ったと言う。それに対して、村落裁判所には警察官さえおらず、判事にも力がないため、その命令に従わない者も多いと批判する。また、他の 50 代男性は、植民地行政官は裁判において虚偽の答弁をした者を必ず投獄したのに対し、村落裁判では判事自身が賄賂を受け取

り、さらに自らの親族に肩入れすると不満を述べていた⁴。この認識は上述した独立後の現状把握と対応しており、判事の汚職や力の無さも「法の崩壊」や「弱い政府」の一例として挙げられる。そのなかで、判事は植民地行政官と比較され、劣った者とされる。

ただし、植民地行政官と村落裁判の判事は、ともに「政府」と呼ばれ、「政府の法 *gavmanya lo*」を担うとされる点では共通する。その際、村落裁判の判事は、植民地期とは異なる「弱い政府」と批判されるのである。この点から、人々は両者を本質的に異なるものとは捉えていないが、村落裁判の判事が植民地行政官のような絶大な力をもたないことを批判し、不満をもっていると考えられる。言い換えれば、判事は外部の強力な権威を担うよう求められているといえる。次章以降では、こうした状況下で、村落裁判の形式化がいかなる意味をもち、判事がどのように自己を権威づけようと試みるかを取り上げる。

III 村落裁判の概要

1 争いとその対処方法

本章では、次節の村落裁判の形式化についての記述に進む前に、まず調査地における争いの対処方法の全体像を概略する。また、後述するように、判事は村落のリーダーから選ばれるため、そこでのリーダーの役割にも触れておく。なお、エンガ州サカ谷では、外婚単位であるタタ *tata* が集住と土地所有、戦争や殺人代償の支払いにおける最大単位であり、概して、ひとつの村落を形成している。タタは父系であり、居住様式は夫方・父方居住であるが、非男系親族を積極的に組み込む柔軟性をもつ。本稿ではタタをクランと訳し、タタに含まれる下位分節である「1人の祖先 *yunbange mendai*」をリニージと訳す。

エンガ語では、争いはプンデュ *pundu* と呼ばれ、夫妻の諍いから、クラン間の戦争まで含む。争いは、権利侵害や攻撃的な行為によって誘発される場合と、不適切な行為や態度によって誘発される場合がある。実際に争いが起きると、多くの場合、当事者や村落の男性たちによって、仲裁か村落裁判のいずれかに持ち込まれる。

まず、仲裁はエンガ語で「言葉をまっすぐにする *pui tolesingi*」と呼ばれる。仲裁は村落中央の広場に、当事者をはじめ大勢の男性らが集まり、クランのリーダー *lida* が取り仕切る話し合いである。仲裁では誰でも自由に発言してよく、発言者は人々にむかって大声で演説をするように話す。どの争いの仲裁でも、毎回、演説をする男性は限られており、彼らは「演説する男 *agali magu lenge*」と呼ばれる。そのような男性のうち、とりわけ弁舌能力に長け、当事者を説得することで争いをうまく収めたり、他クランから多額の補償を引き出したりすることで自クランに財をもたらす男性は、名声 *kenge andaki* を得て、周囲からリーダーと呼ばれるようになる。そのような男性は、クラン内に複数いる。

⁴ 地方裁判所では実際には罰金を科すこともあったが [畑中 1975: 26]、筆者の聞いた限り、人々は植民地期の裁判では実刑のみが下され、必ず投獄されたと記憶している。

リーダーは高い名声をもつため、人々も彼らの言葉には耳を傾けやすい。ただし、リーダーは卓越した弁舌能力をもつことで一定の敬意を払われるのみで、他者に何らかの行動を強制する力をもたない。そのため、基本的に仲裁においても個々人の利害を調整したり、取りまとめたりする役割を担うのみである。ゆえに、リーダーによる当事者の説得がうまくいかず、仲裁が失敗に終わることも珍しくない。

仲裁に対して、村落裁判はピジン英語で「コト *kot*」と呼ばれている⁵。次節で詳述するように、審理は裁判所内部で行われ、判事が判決と裁判所命令を下す。ただし、判事はクランのリーダーから選ばれるため、実際には村落裁判を主導するのもリーダーたちである。村落裁判は、仲裁が失敗した場合に利用される傾向にある。加えて、とりわけ当事者の怒りや不満が強いときに利用されると言われる。その場合、仲裁での話し合いよりも、村落裁判で白黒をつけることが好まれている。また、IV章の事例から明らかになるように、村落裁判では当事者にとって判事との共謀等が可能であり、自らの都合にあわせて判決を操作する余地がある点に特徴がある。

2 村落裁判の形式化

I章で述べたように、村落裁判では多くの民事事件と刑事事件に賠償や罰金等の命令を課すことが認められているが、村落裁判法の規定には、第一の目的は慣習に従った仲裁によって争いを平和的に解決することとある（村落裁判法 52・57・58条）⁶。その規定の特徴は、上級裁判とは異なる非形式性を前提とし、地域ごとの慣習の適用を求める点にある [Goddard 2009: 1, 50–54, 73–74, 88–91]。しかし規定に反して、実際の村落裁判は、植民地行政官の裁判や独立後の上級裁判所の模倣によって形式化されたものとなっている。以下では、この形式化に焦点をあてながら、調査地の村落裁判を概略する。

エンガ州サカ谷には8つの村落裁判所がある。筆者の調査対象であるYクランは、自村のM村にある裁判所と、隣接する他クランの居住地I村にある裁判所を利用する⁷。村落裁判法の規定では、各裁判所に3人以上の判事と複数の治安担当官（*peace officer*）⁸、1人の書記が任命される（7・17・22・26条）。筆者の知る範囲では、2007年当時、サカ谷の各裁判所には5～7人の判事⁹と、1人の治安担当官と書記がいた。

⁵ 村落裁判にあたるエンガ語はない。

⁶ なお、村落裁判所の命令は、憲法の理念に反しない限り効力をもつ [馬場 2009: 5]。

⁷ M村の裁判所はYクランとPクランによって使用される。Yクランから4人の判事、1人の書記、1人の治安担当官が任命され、Pクランから2人の判事が任命されている。一方、I村の裁判所はYクラン、Iクラン、Tクラン、Bクランの4つのクランによって使用される。Tクランから2人の判事、1人の書記、1人の治安担当官が任命され、Bクランから2人の判事が、Yクラン、Iクランからそれぞれ1人の判事が任命されている。

⁸ 治安担当官は、判事の指示や命令を伝え、裁判所の命令の確実な履行を補佐する役であり、警察官とは異なる。

⁹ 判事選出の方法に関しては、村落裁判法の規定には、村落裁判事務局（Village Court

判事が村落裁判所で処理する事件の多くは、土地争い、離婚に伴う婚資返済をめぐる争い、窃盗に起因する争いなどである¹⁰。それに加えて、豚小屋の放火、男性間や女性間の暴力、道路整備の報酬金の不分配、教師の免職処分などを原因とした、様々な争いが村落裁判に持ち込まれている。

これらは、土地所有権をめぐる争いを処理する点を除けば、概ね村落裁判法の規定に即している。それに対して、次に述べるように、村落裁判の実施場所、時間、手続きなどには規定とは異なる形式性が見てとれる。まず、村落裁判法では裁判の実施場所について、いかなる場所で行ってもよく、その都度、適当な場所で開くことと規定される(9条)。しかし、実際には、まず裁判所が村に建てられている。裁判所は木造1階建ての小屋であり、判事主導のもとクラン成員の助力を得て建てられた。床、壁、柱等には森から取ってきた資材が用いられ、屋根には、村では学校や商店だけに用いられる希少なトタン板が使用されている。こうした建物は、ピジン英語で、都市の行政機関や上級裁判所のような近代的な建築物を意味するハウス・カバ *haus kaba* と呼ばれる。裁判所の内部は3つの小部屋に仕切られており、審理が行われる部屋には、判事用の長椅子が置かれ、壁には大きなパプアニューギニア国旗が掲げられている。

また、裁判実施の日時についても、村落裁判法の規定では、いかなる日時に行ってもよく、必要に応じて不定期的に審理を開くことが含意されている(9条)[Goddard 2009: 54]。しかし実際には、審理の開催日や日時が取り決められている。具体的には、審理は毎週月曜日と火曜日の午後に規則的に開かれる¹¹。判事と書記は、ある者の告訴を受け、裁判の日時を定め、召喚状を発行する。仮に、定められた日時に当事者が出廷しない場合、審理は延期される。そのような状況が続いた場合、判事の判断で、当事者に小額の「罰金」が課される。判事はその「罰金」が自分に払われるまで、たとえ当事者が裁判所に出廷したとしても、審理を開かない傾向にある。なお、土地争いの場合は、判事が審理1週間前に争点となる土地を視察することとなっており、その際にも、原告・被告双方が判事に小額の現金を支払う規則が定められている。このように「罰金」を支払わなければ開廷しないという規則や、土地視察における判事への現金支払いは規定がなく、判事自らが課しており、そこから得られた現金も彼らのものとなる¹²。

Secretariat) が、当該管区の地方政府議員 (local government councillor) やクラン成員等と相談し、州政府に候補を推薦するとある(16・17・34条)。しかし、しばしばニューギニア高地では、正式な手続きをふまずに判事が選ばれる傾向にあるとされる [Gordon and Meggitt 1985: 213-224; Strathern 1984: 62]。サカ谷においても、判事はクランのリーダーから選ばれているが、その経緯は不透明であり、リーダーと州政府の役人や国会議員などとの間で、政治的な取引が為されているという噂がある。

¹⁰ そのうち、土地所有権をめぐる争いについては、規定では取り扱いが禁じられている(村落裁判法 43・48条)。

¹¹ 審理は月曜日に集中し、火曜日は前日に当事者が集まらなかった場合の予備日となっていた。

¹² この点については、複数の判事が、「罰金」や土地視察の現金は、判事のものになると筆者

さらに審理の仕方にも、慣習に則ったやり方とは言い難い、規則や形式が設けられている。審理の参加者は少人数であり、判事、原告と被告をはじめ、証人や数人の傍聴人に限られる。その際、裁判所の中に入る者はみな、日常的に携帯する斧やブッシュナイフ等の刃物を預けなければならない¹³。また、弁論では判事が長椅子に座って、床に座っている当事者や証人を見下ろし、上から命令口調で矢継ぎ早に質問していく。それに対して、争いの当事者と証人は、静かに判事の質問に答えるのみで、発言の自由はない。ときに、判事の質問から逸れた内容の話をする、厳しく叱咤されることすらある。審問にかかる時間は約1時間と比較的短く、判事の判断で打ち切られる。

判決はその場で下されずに、審理の1週間後に言い渡される。判事は村落裁判所の前で、裁判所命令の簡潔な文面を読み上げ、被告と原告に命令書を1枚ずつ手渡す。その際、判事は判決の理由や根拠を全く明かさない。判決理由が明かされないために、人々の側も情報不足で、判決の妥当性を問にくい状況にある。

加えて、このように一度判決を下された争いが再び仲裁で議論されることは稀である。なぜなら、判事は自身の判決を覆し、その権威をゆるがしかねない議論を再度行うのを嫌うからである¹⁴。これと関連して、一度判決を下した争いが再発し、同様の訴えが村落裁判所に持ち込まれた場合には、これも規定にはない、「裁判を買う *kot sanbenge*」と呼ばれる多額の「罰金」を当事者に課し、それが支払われるまで審理を開かないという規則を設けている。

以上のような裁判所の建物、開廷日の規則性、審理への参加者人数の制限や尋問のしかた、判決理由の秘匿、厳格な罰金制は、上級裁判とは異なる非形式性を前提とし、地域ごとの慣習の適用を求める村落裁判法の主旨には反する。しかしながら、こうした村落裁判の形式は、概ね人々に承認されており、それ自体が批判の対象となることは少ない¹⁵。前章で触れたように、村落裁判が、植民地行政官が行った裁判や上級裁判の延長上に捉えられている点を考慮するならば、これは当然のことといえよう。むしろ、判事は外部の強力な権威を担うよう求められているのである。それと対応して、判事の側も、こうした村落裁判の形式を利用し、自らを権威づけようとする。そのことが端的に表れるのは、判事が自分の行為を、全て「政府」を主語にして語り、「政府」全体の行為として表現する語法である。つまり、判事は行政機関や警察の後ろ盾に乏しい状況下、村落裁判を植民地行政官や独立後の国家と重ね合わせることで、自らが外部権威を体現していることを強調するのである。こうした点をふまえて、次節ではより具体的な事例から、判事に加えて、人々が

に述べた。

¹³ なお、武器携帯禁止の規則に関しては、正確にはないが、大きくは規定に沿っているといえる (Village Court Regulation 1974, Section 3)。

¹⁴ 当事者は判決に不満な場合、より上級の地区裁判所 (District Court) に上訴できる。だが、近代法型の裁判を行う地方裁判所を利用する村人は極めて少ない。

¹⁵ ただし、判事たちが課す「罰金」については、一部、彼らの強欲さを非難する声もある。

村落裁判をどのように捉え、実際に利用しているかを見ていく。

IV 村落裁判の具体的事例

1 「政府」としての村落裁判

前章で記述した村落裁判の形式化を前提に、本章では具体的な事例から、村落裁判の判事が体現する権威が人々によって、いかに支持あるいは否定され、そこで判事がどのように立ち振る舞うかを示す。まず1節では、裁判所による召喚が無視される事例を取り上げる。加えて、次の事例では裁判所の規則を破った男性に対して、判事が警察といった国家の制度だけでなく、親族による暴力的な制裁を持ち出す点を指摘する。続く2節では、実際の審理と判決の事例から、村落の政治的な競合のなかで、裁判所命令がある程度の実効性をもたされることを示す。

II章で触れたように、村落裁判所は設置当初からその実効性が問題視されてきた。はじめに取り上げる事例1では、原告が被告を裁判所に訴えたにもかかわらず、被告がそれを無視して、そもそも裁判所を訪れない。村落裁判では召喚状や判決命令書が発行されるが、村落ではそれが常に効力をもつとは限らない。なぜなら、物理的な強制力をもたない村落裁判の命令を、ときに即時的な暴力が凌駕するからである。以下の事例1には、裁判所の無力さと、村落における暴力の効果の高さが如実に表れている。

【事例1】 村落裁判所の召喚の無視

2008年7月14日、Yクランkリニージの40代男性Lは、土地争いのために同クランyリニージの50代男性Nを村落裁判所に訴えた。Lは村落の広場で直接、Nに召喚状を渡した。それに対して、Nはその場で召喚状を破り捨て、村落裁判所に行かないと言った。怒ったLは、7月26日に、争点となっている土地にあるNの畑の作物の大半を破壊した。そのことを耳にしたNは同日、息子2人と数人の類別的息子(BS)を引き連れて、Lの3ヶ所にわたる畑のすべての作物を破壊することで報復した。

その後、再びLがNの畑を破壊したり、彼を村落裁判所に訴えることはなかった。その理由として、Yクランの50代男性Kは、Nには争いにおける戦力となる息子や類別的息子が多いのに対して、Lには息子がおらず、類別的息子もほぼいない点を挙げた。そのため、Lは争点の土地から手を引かざるを得ないと説明した¹⁶。

¹⁶ 男性Lは村落に兄弟が2人いるが、1人は50代後半で戦うには年をとっており、残るは1人だけであるが、息子がいない。加えて、彼は元牧師である。そのため、彼の周囲には、戦闘を忌避する敬虔なキリスト教徒が多く、すぐにでも戦闘に参加するような若者が少ない。それに対して、男性Nには10代から20代の息子が2人おり、男性Nの亡くなった兄には息子が4人いる。彼らは皆、教会に通わず、いつでも戦闘に積極的であり、かつ周囲にもそのような若者が多い。

この事例では、L ははじめに N を村落裁判に訴えたが無視された¹⁷。そのため、L は土地を自らのものにするために、畑の破壊という行動に出た。しかし、N は若い息子や類別的息子、兄弟の人数といった戦力において明らかに L よりも勝っていた。こうした状況は、村落裁判が強制力をもたない点とあいまって、原告 L に不利に働いたといえる。このように見ると村落裁判所は無力であり、村落において相手を打ち負かす最適の手段は暴力である。村落の争いは、動員可能な暴力の多寡に左右される側面があり、村落裁判所の効力が及ばない場合があるといえる。

このように実際には、村落裁判所は警察等の物理的な強制力をもたないため、裁判所内の規則、召喚や裁判所命令などが必ずしも守られるとは限らない。しかしその一方で、それらが完全に無視されているわけではなく、むしろ積極的に利用され、裁判所命令にも実効性があるかのように見えることがある。この点を理解するために重要となるのが、判事や当事者が埋め込まれた親族関係である。次に取り上げる、判事やリーダーの演説の事例にあるように、村落裁判所は「政府」であると同時に、親族関係の論理のもとにある場所として捉えられている。事例 2 では、裁判所内部で武器の携帯が禁止されているにもかかわらず、原告の男性がブッシュナイフを持ちこんだ。それに怒った判事は審理を止めて、リーダーとともに裁判所前で人々にむかって演説をする。この演説は、判事が村落裁判をいかに「政府」と親族関係の双方に結びつけるかを表している点で注目に値する。

【事例 2】 規則違反に対する判事の演説

2008 年 9 月 1 日、村落裁判所で 30 代の男性 B の審理が開かれる予定であった。しかし、男性 B がブッシュナイフをもったまま審理の場に現れたため、40 代の治安担当官 F が注意して口論になり、B が怒って F を蹴ったのをきっかけに揉み合いになった。その場は騒然となり、判事は裁判所内にいた全員を外に追い出した。そのまま裁判所前の広場で、2 人の判事と 1 人のリーダーが、集まった大勢の人々にむかって大声で演説を始めた。

60 代の判事 K は B の違反行為を批判しつつ、この村落裁判所が首都の中央政府に認められていることを強調し、それを人々が裁判所の規則に従うべき根拠とした。次に、リーダーである 50 代男性 E は、村落裁判所と警察は「政府」であり、判事(ならびに治安担当官)に暴力を振るえば、警察が報復すると演説した。そして、警察を恐れるならば、村落裁判の判事に従えと言った。そこに 60 代の判事 R も加わり、自分はクランの一員であり、暴力を振るえば、クラン成員の男性たちが報復するだろうと演説した。

サカ谷には警察の派出所がなく、警察官が村落を訪れる機会もほとんどない¹⁸。ゆえに、

¹⁷ なお、この場合、男性 N は後に原告として村落裁判所を使用することを禁じられると言われる。

¹⁸ 警察署や派出所は、サカ谷のような辺境にはなく、都市ならびに幹線道路沿いに位置する地域の中心地にある。そのため、サカ谷と比べて、都市や幹線道路沿いの地域では警察の影響力

事例2では物理的な強制力を伴った「政府」として村落裁判所のイメージが語られているが、実際にはその実質がない。治安担当官とはいえば、銃や手錠をもたず、日常的にブッシュナイフや斧を携帯する他の男性たちと何ら変わりがない。そのため、事例1と同様に、村落裁判の召喚状や裁判所命令書が無視され、武器の持ちこみ禁止といった規則も破られるのである。

だが、それにもかかわらず、人々はある程度、村落裁判所による召喚や裁判所命令に従う。ここで事例のもうひとつのポイントが重要となる。事例2で判事Rは、村落裁判所と警察の連携のみならず、判事がクランの一員であり、彼への攻撃はクラン成員の報復を招くと演説した。つまり、村落裁判所が国家だけでなく、クラン成員の暴力を後ろ盾とするかのように語られるのである。次節の事例3では、実際の村落裁判においても、召喚や裁判所命令などが遵守されるか否かは、クラン内外の関係における政治的な競合と分かちがたく結びついている。村落裁判は人々にとっての「政府」の認識と、親族間の政治的な競合が相互に影響しあうなかで、かろうじて成立しているのである。

2 村落裁判の戦略的利用

本節で取り上げる、具体的な村落裁判の審理と判決は、それが埋め込まれた政治的な競合抜きには理解できない。なぜなら、裁判では当事者のみならず、証人や判事を巻き込んだ様々な駆け引きが繰り広げられており、審理においては語られない出来事や各人の思惑が、判決に影響するからである。そのような例として、次の事例3を取り上げる。事例3は母方オジとオイの土地争いをめぐる裁判である。そこにおいてはクラン間の贈与交換をめぐる軋轢が村落裁判の判決に作用し、そのなかで裁判所命令も遵守される。

【事例3】 母方オジとオイの土地争いをめぐる裁判

Bクランの30代男性Zは、彼の母親の兄弟である、Yクランの50代男性Pの土地を借りて使用していた。しかし、2008年7月下旬に、Pの兄弟である60代男性Mが、Zに無断でその土地にサツマイモ畑をつくった。そのことに怒ったZはサツマイモ畑を破壊した。同じことがもう1度繰り返された後、8月24日にZは土地の無断使用を理由に、Mを村落裁判所に訴えた。後日、審理が開かれ、そもそも土地所有者であるPがZに土地使用を禁じており、その旨を兄弟Mに伝えていたことが明らかにされた¹⁹。審理の1週間後に、裁判所の前で判決が下され、原告のZは敗訴し、争点となる土地の使用を禁止された。

この判決の裏には、土地争いとは直接関係のない、BクランのZに対する、PとMおよび彼らが属する

が強い。それらの地域では、村落裁判所による召喚や裁判所命令、予防命令に反する者が、警察官に捕まえられ留置所に入れられる場合もある。それに対して、サカ谷の村落には警察の影響力がほぼ及ばない。

¹⁹ なお、Pは高校教師として、村落を離れて首都に居住していた。

Y クランの成員の不満があった。そのために、Y クランに属する 60 代の判事 U と O が、裁判で M と共謀していたのである。判事 U が後に筆者に語ったところによると、彼らは Z が Y クランの人々に対して為すべき儀礼的贈与を行わなかったことに不満をもっていた。彼によると、過去に Z の兄弟が首都で亡くなった時、Z は葬儀時に自らの母方親族である Y クランの成員に与えるべき豚と現金の贈与 *kuumanda* を行わなかった²⁰。U はその報復として、村落裁判で Z の土地使用を禁じる判決を下したと語った。

事例 3 では、まず、審理の前から既に原告 Z が不利な立場にあった点が指摘できる。そもそも、Z は母方オジ P から土地を借りているため、相手に土地使用を禁じられてしまえば、引き下がらざるをえない。しかし、Z は P が土地使用を禁じる旨を兄弟 M に伝えた事実を知らされないまま、M を裁判に訴えてしまった。加えて、クラン間の贈与交換をめぐる利害対立との関連でも、Z は判事と共謀していた M に対して不利な状況にあった。ここでの審理と判決は、その場では語られない、裁判外部のクラン間の政治に埋め込まれていたのである。そのなかで、Z は審理で為すすべがなく、裁判所命令にも従うほかなかった²¹。

ただし、逆に言えば、被告 M はそもそも村落裁判に応じる必要などなかったかに見える。なぜなら、土地所有者 P の指示であるならば、M は裁判を用いずとも Z の土地使用を禁止できたからである。しかし、たとえば仲裁では Y クランに属する Z の他の姻族や母方親族が、Z の味方をする可能性があった。一方、村落裁判は当事者と判事のみで構成されるため、裏で判事と共謀してしまえば、確実に土地使用を禁止できる。そのため、M は Z に何も伝えずに無断で土地を使用して彼を挑発し、自らを村落裁判に訴えさせたと解釈することができる²²。

このように村落裁判は、村落の政治的な競合から分離されておらず、参加者たちの葛藤や対立の歴史に位置づけて初めて理解可能となる。事例 3 では、村落裁判が個人やクランの利害に即して戦略的に利用され、そのなかで裁判所命令に実効性がもたされていた。

V 考察と結び

ここでは前章の村落裁判に関する事例を総合し、本稿の冒頭で述べた判事の外部権威の

²⁰ エンガ州には、男性が亡くなった際、死者の属するクランの人々が、死者の母親のクランの人々に豚と現金を贈与する慣行がある。

²¹ なお、事例の裁判には Z と同じ B クランの判事 S も関わっていた。審理の後に、判事たちが判決について話し合うなかで、S が Y クランの判事 U と O に抗して、Z の味方をしたか否かは定かではない。

²² 事例では、M が Z を村落裁判所に訴えられない状況にあった。なぜなら、現在、葬儀時の母方親族への贈与不履行を理由に、相手の土地使用を禁ずる訴えを起こしにくい事情があるからである。紙幅の都合上、細部には立ち入らないが、葬儀時の母方親族への贈与は、死霊への供犠をとともうため、キリスト教の戒律によって禁じられている。そのため、公にその不履行を責めることや、その不履行を理由に土地使用を禁じることが困難な状況にある。

模倣と、その権威をいかに人々が認めるかという観点から考察する。本章ではまず、独立後のパプアニューギニアにおける「外部」と村落の関係や、村落裁判の形式化と人々による裁判の利用の関係を検討する。そこから、判事の思惑や人々の期待に含まれる矛盾が、判事の「権威」にいかなる影響を及ぼすかを議論する。

Ⅱ章で述べた通り、かつての植民地行政官は、人々によって服従すべき絶対的な権威とみされていた。独立後の政府は植民地行政官との対比から、力の無さを批判されており、村落裁判の判事もその対象となっている。ただし、注意すべき点は、人々が外部の強力な権威を求めるがゆえに判事の力の無さを批判していたことである。つまり、村落裁判には、判事だけでなく人々自身が外部権威を希求し、認めようとする側面があるのである。

これは独立後、植民地統治に由来する外部の権威を体現する人物を、人々自身が、ある意味で、下からつくり出すという図式と一致する。独立後の1980年代前半に高地周縁部で調査した栗田によれば、当時、地方を巡回する政府の役人や警察官が、人々に求められて非公式の裁判を行っていたという。非公式の裁判は上級裁判所を模倣したものに過ぎなかったが、地域の人々はそれを公式の裁判とみなした。なぜなら、一旦、強力な植民地行政官の裁判を経験した人々は、政府と少しでもかかわりのある裁判の判決を、外部の権威による命令として絶対視したからである。当然、それらの役人や警察官は現地の慣習に通じておらず、当事者にとって満足のゆく判決を下すことはできなかった。だが、人々の側は争いの文脈で、自己の主張を正当化するために裁判を利用したという [Kurita 1998: 147-149, 156-157]。

栗田の議論からは、人々がいかに植民地統治に端を発する外部の権威を求め、自らの期待に即してその権威を特定の人物のなかに読み込むかが明らかにされている。さらに、そうした外部の権威は、村落内部における政治的な競合に利用される。同様の図式は、栗田の調査した80年代から20年以上経過した調査地においても見られ、本稿で提示した事例を理解する際に大いに参考になる。ただし、ここで着目したいのは、独立から30年以上経った調査地では、類似した構図が村落の内部にも見出せる点である。そこでは村落の内部に、外部の権威が判事に体現されるかたちで取り込まれた構図となっている。以下ではこの点に照準を絞り、村落裁判の形式化や判事による自己の権威づけと、人々による裁判の利用について考察を進めていきたい。

まず、サカ谷は地方都市から離れた辺境にあるため、調査時点では警察などが直接訪れることがない点を再び確認しておきたい。本稿で取り上げた村落裁判も、物理的な強制力をもたず、実際には国家との制度的なつながりが希薄である。こうした状況下、判事は植民地行政官の裁判を模倣することで、自らを外部の権威に仕立て上げようと試みる。そして、人々も一面では判事が外部の権威を体現していると想定し、村落裁判を利用する。そのため、Ⅲ章2節で述べたように、判事の権威づけに資する村落裁判の形式は、社会的に承認されており、それ自体が批判の対象となることは少ない。しかし、判事が体現する権

威は、実際には国家の制度に担保されたものではなく、判事自身も内部者である。ゆえに、事例からは、人々が判事の命令を単純には遵守しないことも明らかとなった。

そもそも、判事はクランのリーダーである。Ⅲ章1節で触れた通り、リーダーは卓越した弁舌能力をもつことで一定の敬意を払われるが、他者に何らかの行動を強制する力をもたない。そのため、リーダーによる当事者の説得がうまくいかず、争いの仲裁が失敗に終わることがある。同様に、判事は判決を下すが、その裁判所命令は他者に何らかの行動を強要するものとはなっていない。こうしたリーダー兼判事の性質は、事例2の判事の演説からも明らかである。事例2では、判事は規則を破った原告に対して、法的な処罰を加えられなかった。そこで、判事は演説において村落裁判が国家の一機関であるだけでなく、クラン成員の武力を後ろ盾とすることを強調した。この事例は、判事が体現する権威が国家の制度によってあらかじめ保証されたものではなく、クラン成員の助力を持ち出すことでかろうじて保持されるものであることを示している。

さらに、事例1と事例3でみたように、村落裁判は政治的な競合において利用される一方で、個人の利害に反する場合には無視される。言い換えれば、人々は自己の政治的な利害に沿う限りにおいて、村落裁判を戦略的に用いる。ここでも重要なのが、判事が外部の権威を体現すると想定されながら、同時に外部には属さない親族かつリーダーである点である。リーダーは仲裁などにおいて個々人の利害を調整したり、取りまとめたりする役割を担う。同様に、判事も人々の利害にある程度沿うかたちで行動することで、人々の支持を得る。そのため、判事は親族ならびにリーダーとして自己の味方をするよう要求される。しかし同時に、そのように操作的に利用されるなかで、判事の権威は半ば形骸化し、容易に揺らぎうるものとなる。こうした矛盾のために、外部の権威を完全には体現しえない判事に対して、人々から不満や批判が生じていると考えられる。

このように村落裁判には、内部者である判事を外部の権威に見立て、それを政治的な競合に利用する構図がある。しかし、判事が外部の権威に結びつけられ、かつ親族のリーダーでもある状況は、その権威が利害に応じて利用可能な反面、権威そのものを実質なきものにしてしまう。つまり、人々は強力な権威を求めながらも、それが獲得不可能な状況をつくりだしているといえる。ゆえに、外部の権威を村落内部に具現化させようとする試みは、常に部分的にしか成功しないのである。

こうした状況は、先行研究の「一元的法体制」で論じられた国家への従属でも、「多元的法体制」で主張された判事の主体性や創造性という観点からも捉えられない。村落裁判をめぐる実践は、植民地行政官に由来する外部の権威が不在でありながらも希求されるという、独立後の村落の文脈で理解される必要がある。本稿の事例からは、判事が外部の権威を体現するよう求められ、村落裁判の形式の上ではその権威を承認されている点が明らかになった。しかし同時に、判事の権威は、村落裁判の利用において弱体化する。こうした矛盾は、判事と人々の双方の視点から村落裁判を捉えることで理解可能となる。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、筑波大学の風間計博先生、内山田康先生をはじめ、一橋大学の深田淳太郎氏、桜美林大学の吉田匡興氏には貴重なご助言を賜った。また、本稿は日本オセアニア学会第27回研究大会(2010年3月18日)での発表に部分的に基づいている。会場では、東京外国語大学の栗田博之先生をはじめご出席の方々から貴重なコメントを頂いた。以上のご助言を下された方々に深くお礼を申し上げます。なお現地調査は、財団法人日本科学協会の笹川科学研究助成を受けて行った。

参考文献

馬場 淳

- 2009 「植民地主義の逆説、女たちの逆襲——パプアニューギニアにおける扶養の紛争処理とジェンダーの政治学」『アジア経済』50(8): 2-28。

Brison, Karen

- 1999 Imaging a Nation in Lwanga Village Courts, East Sepik Province, Papua New Guinea. *Anthropological Quarterly* 72(2): 74-85.

Demian, Melissa

- 2003 Custom in the Courtroom, Law in the Village: Legal Transformation in Papua New Guinea. *Journal of the Royal Anthropological Institute* 9(1): 97-115.

Dinnen, Sinclair

- 2001 *Law and Order in a Weak State: Crime and Politics in Papua New Guinea*. University of Hawai'i Press.

Fitzpatrick, Peter

- 1980 *Law and State in Papua New Guinea*. Academic Press.

Goddard, Michael

- 1996 The Snake Bone Case: Law, Custom, and Justice in a Papua New Guinea Village Court. *Oceania* 67 (1): 50-63.
- 2009 *Substantial Justice: An Anthropology of Village Courts in Papua New Guinea*. Berghahn Books.

Gordon, Robert and Mervyn Meggitt

- 1985 *Law and Order in the New Guinea Highlands: Encounters with Enga*. University Press of New England.

畑中 幸子

- 1975 「調停者は誰か——ニューギニア高地における文化変容の研究」『民族学研究』40(1): 16-34。

Kurita, Hiroyuki

- 1998 Who Manages Disputes?: Introduced Courts among the Fasu, Papua New Guinea. In *Fringe Area of Highlands in Papua New Guinea*, S. Yoshida and Y. Toyoda (eds.), pp. 139-161. National Museum of Ethnology.

Lipset, David

- 2004 'The Trial': A Parody of the Law amid the Mockery of Men in Post-Colonial Papua New Guinea. *Journal of Royal Anthropological Institute* 10: 63–89.

Paliwala, Abudl

- 1982 Law and Order in the Village: The Village Courts. In *Law and Social Change in Papua New Guinea*, D. Weisbrot, A. Paliwala and A. Sawyer (eds.), pp.191–217, Butterworth.

Papua New Guinea National Statistical Office

- 2000 National Censes, Census Unit Register, Enga Province. National Statistical Office.

Scaglione, Richard

- 1979 Formal and Informal Operation of a Village Court in Maplik. *Melanesian Law Journal* 7: 116–129.
- 1990 Legal Adaptation in a Papua New Guinea Village Court. *Ethnology* 29(1): 17–33.

Strathern, Andrew

- 1984 *A Line of Power*. Tavistock Publications.

Strathern, Marilyn

- 1972 *Official and Unofficial Courts*. NGRU Bulletin no. 61.

Westermarck, George

- 1978 Village Courts in Question: The Nature of Court Procedure. *Melanesian Law Journal* 6: 70–96.
- 1986 Court is an Arrow: Legal Pluralism in Papua New Guinea. *Ethnology* 25: 131–149.
- 1991 Controlling Custom: Ideology and Pluralism in the Papua New Guinea Village Courts. *Legal Studies Forum* 15(2): 89–102.

Zorn, Jean

- 1990 Customary Law in the Papua New Guinea Village Courts. *Contemporary Pacific* 2(2): 279–311.

(2012年2月12日採択決定)